

富谷市記者会見資料①
令和6年3月27日
総務部防災安全課
担当：星
連絡先：022-358-3180

～富谷市独自支援策～

自転車用ヘルメット購入費用の一部助成

本市では、道路交通法の一部改正により、令和5年4月から自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務化されたことに伴い、自転車利用者の安全面を考慮し、ヘルメット着用の促進を図るため、市の独自支援策として、令和6年4月1日から自転車用ヘルメットの購入費用助成制度を開始いたします。

報道機関の皆様におかれましては、ぜひ記事に取り上げていただきますようお願いいたします。

記

1. 対象者
 - ・ヘルメットの購入日及び補助金交付申請日において、本市に居住し住所がある方
 - ・補助金の交付を受けようとする方と同一世帯の全ての方が市税を滞納していないこと。
 - ・富谷市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しないこと。
2. 助成金額等
 - ・自転車用ヘルメット本体購入費（消費税等込）の1/2の額（上限2,000円）
 - ・1人につき1回の助成
3. 助成対象ヘルメット
 - ・令和6年4月1日以降に購入した新品の自転車用ヘルメットで、次の安全基準を示すマークが付いているもの。

SG マーク、JCF マーク、CE マーク、
GS マーク、CPSC マーク



富谷市自転車用ヘルメット 購入費補助金のご案内

ヘルメット着用の促進を図るため、自転車用ヘルメットを購入した方を対象に購入費用の一部を補助します。

対象者

次の要件を満たす方

- ①ヘルメットの購入日及び本補助金の交付申請日において、富谷市に居住し、富谷市の住民基本台帳に登録されていること。
- ②本補助金の交付を受けようとする方と同一世帯の全ての方が、富谷市の市税を滞納していないこと。
- ③富谷市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しないこと。

補助金額

自転車用ヘルメット本体購入費（消費税等込）の
1/2の額（100円未満は切り捨て）上限2,000円を限度とします。

※付属品、郵送料等は対象になりません。

※補助金の交付は1人につき1回となります。

- 【例】
- ・6,000円（税込）のヘルメットを購入した場合
→ 1/2の額：3,000円 補助額：2,000円（上限額）
 - ・3,700円（税込）のヘルメットを購入した場合
→ 1/2の額：1,850円 補助額：1,800円（100円未満は切り捨て）

補助対象ヘルメット

令和6年4月1日以降に購入した新品の自転車用ヘルメットで、次の安全基準を示すマークがついているもの。

- SGマーク：一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証
JCFマーク：公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証
CEマーク：欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証
GSマーク：ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証
CPSCマーク：米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証
上記に類する認証を受けているもので、市長が認めるもの

SGマーク	JCFマーク	CEマーク	GSマーク	CPSCマーク
				

補助金交付の流れ

1 補助対象ヘルメットの購入

※新品、安全基準マークなどを確認して下さい。



2 補助申請書類の準備

- (1) 申請書兼交付請求書（様式第1号）
- (2) 領収書の写し
※申請者名、購入品目、購入金額、領収書発行者名、購入日が記載されているもの。
- (3) 購入したヘルメットの安全基準が確認できるもの
※保証書、取扱説明書の写し 又は 安全基準マーク部の入った現物の写真 など
- (4) 申請者及び申請者と同一世帯全員分の住民票の写し
※市長が住民票を確認することに同意した場合は不要（委任状を提出）
- (5) 申請者及び申請者と同一世帯全員分の納税証明書
※市長が納付状況を確認することに同意した場合は不要（委任状を提出）
- (6) 口座情報の写し
※振込先が確認できる通帳 又は キャッシュカードの写し



3 準備した補助申請書類の提出

富谷市役所 2階防災安全課 又は 市内各出張所 に提出
（令和6年度購入分：令和7年3月31日（月）まで）



4 書類審査、補助金の口座への振込

※申請書受理後、振込まで2～3週間程度お時間を頂きます。

問い合わせ先



富谷市役所 総務部 防災安全課
TEL：022-358-3180
Mail：bousai@tomiya-city.miyagi.jp
住所：富谷市富谷坂松田30番地